

令和 2 年度
児童虐待に関する状況の報告書

令和 3 年 11 月

飯 塚 市

— 目 次 —

1 家庭児童相談、児童虐待相談の状況（第5条～第8条、第11条関係）	P1
2 飯塚市の体制（第5条、第10条関係）	P5
3 市の責務（第5条関係）	P7
4 虐待の未然防止（第9条関係）	P12
5 情報の共有（第12条関係）	P14
6 児童虐待防止月間（第17条関係）	P14
7 通告に係る対応（第18条～第20条関係）	P15
(参考) 飯塚市の子どもをみんなで守る条例	P16

1 家庭児童相談、児童虐待相談の状況（第5条～第8条、第11条関係）

(1) 家庭児童相談

①家庭児童相談件数の推移

(単位：件)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
飯塚市	2,102	2,254	2,564	2,202

②相談の種別

(単位：件)

区分	令和元年度	令和2年度	
		世帯	延べ件数
養護相談	身体的虐待	19	286 (11.2%)
	性的虐待	0	0
	心理的虐待	12	341 (13.3%)
	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	17	397 (15.5%)
	小計	48	1,024
	その他の養護相談（家庭環境など）	96	1,295 (50.5%)
保健相談		0	0
障がい相談		0	0
非行相談（ぐ犯行為、触法行為等）		0	0
育成相談	性格行動相談	0	0
	不登校相談	13	74 (2.9%)
	適性相談、育児・しつけ相談	0	0
その他の相談（上記のいずれにも該当しない相談）		87	171 (6.7%)
計		244	2,564
		249	2,202

③相談対象者の年齢の状況

(単位：世帯)

区分	令和元年度	令和2年度
0歳から3歳まで	59 (24.2%)	91 (36.5%)
4歳から6歳まで（就学前）	18 (7.4%)	20 (8.0%)
7歳から12歳まで（小学生）	39 (16.0%)	32 (12.9%)
13歳から15歳まで（中学生）	22 (9.0%)	24 (9.6%)
16歳から18歳まで	15 (6.1%)	10 (4.0%)
19歳以上（主に特定妊婦）	91 (37.3%)	72 (28.9%)
計	244	249

④主な相談経路

(単位 : 世帯)

区分	令和元年度	令和2年度
家族・親戚	4 (1.6%)	6 (2.4%)
近隣・知人	7 (2.9%)	5 (2.0%)
学校	36 (14.8%)	30 (12.1%)
保健センター	152 (62.3%)	167 (67.1%)
医療機関	2 (0.8%)	5 (2.0%)
児童相談所	9 (3.7%)	8 (3.2%)
児童福祉施設	2 (0.8%)	0
警察署	3 (1.2%)	0
他県市福祉事務所	16 (6.6%)	15 (6.0%)
認定こども園	0	0
保育所(園)	6 (2.5%)	9 (3.6%)
幼稚園	2 (0.8%)	2 (0.8%)
その他	5 (2.0%)	2 (0.8%)
計	244	249

⑤対応状況

(単位 : 世帯)

区分	令和元年度	令和2年度
助言指導	175 (71.7%)	179 (71.9%)
継続指導	68 (27.9%)	70 (28.1%)
他機関あっせん	0	0
児童相談所送致	1 (0.4%)	0
計	244	249

(2) 児童虐待相談

①児童虐待相談件数の推移

(単位：上段 世帯、下段 延べ件数)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
飯塚市	35	50	48	51
	631	1,149	1,024	851

【参考】

(単位：件)

区分	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度 (速報値)
福岡県	3,102	3,616	4,690	5,280
全国	133,778	159,838	193,780	205,029

※福岡県の件数は、県内 6 か所の児童相談所における相談件数

※全国 215 か所の児童相談所における相談件数

②虐待の種別

(単位：世帯)

区分	令和元年度	令和 2 年度
身体的 虐待	19 (39.6%)	25 (49.0%)
性的 虐待	0	0
心理的 虐待	12 (25.0%)	9 (17.7%)
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	17 (35.4%)	17 (33.3%)
計	48	51

③被虐待児童の年齢の状況

(単位：世帯)

区分	令和元年度	令和 2 年度
0 歳から 3 歳まで	1 (2.1%)	1 (2.0%)
4 歳から 6 歳まで (就学前)	10 (20.8%)	12 (23.5%)
7 歳から 12 歳まで (小学生)	23 (47.9%)	23 (45.1%)
13 歳以上 (中学生以上)	14 (29.2%)	15 (29.4%)
計	48	51

④主な相談経路

(単位 : 世帯)

区分	令和元年度	令和2年度
家族・親戚	3 (6.3%)	3 (5.9%)
近隣・知人	7 (14.6%)	3 (5.9%)
学校	15 (31.3%)	19 (37.3%)
保健センター	3 (6.3%)	2 (3.9%)
医療機関	2 (4.2%)	2 (3.9%)
児童相談所	2 (4.2%)	4 (7.8%)
児童福祉施設	1 (2.1%)	0
警察署	1 (2.1%)	0
他県市福祉事務所	5 (10.4%)	7 (13.7%)
認定こども園	0	0
保育所(園)	6 (12.5%)	8 (15.7%)
幼稚園	2 (4.2%)	2 (3.9%)
その他	1 (2.1%)	1 (2.0%)
計	48	51

⑤主たる虐待者

(単位 : 世帯)

区分	令和元年度	令和2年度
実母	30 (62.5%)	28 (54.9%)
実父	13 (27.1%)	16 (31.4%)
実母以外の母	0	0
実父以外の父	4 (8.3%)	5 (9.8%)
その他(祖父母等)	1 (2.1%)	2 (3.9%)
計	48	51

⑥対応状況

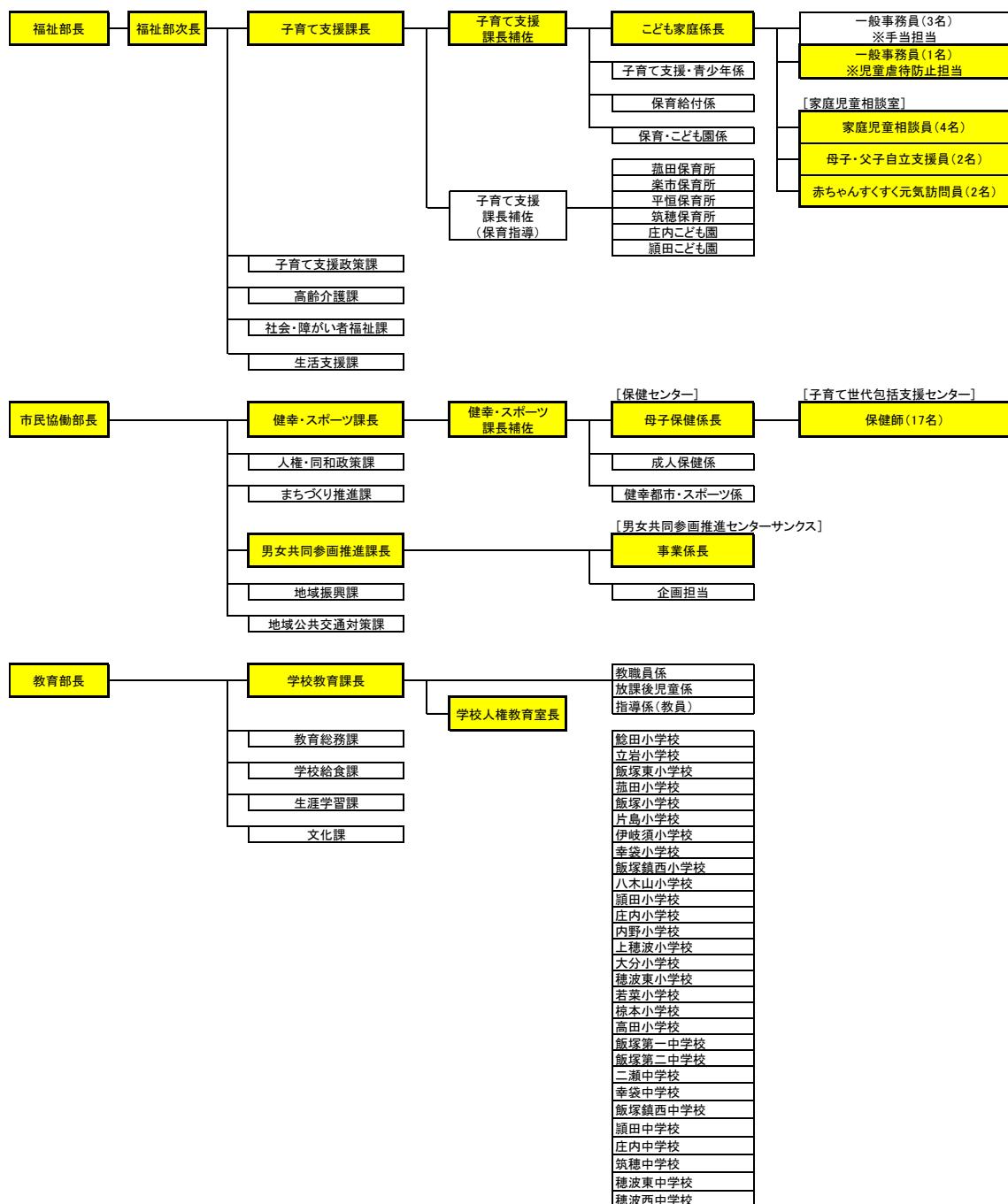
(単位 : 世帯)

区分	令和元年度	令和2年度
他の関係機関が主	1 (2.1%)	3 (5.9%)
問題が解決	3 (6.3%)	9 (17.6%)
転出	4 (8.3%)	3 (5.9%)
継続	40 (83.3%)	36 (70.6%)
計	48	51

2 飯塚市の体制（第5条、第10条関係）

（1）子ども・家庭相談の組織・構成

比較的軽度な児童虐待通告に対応するとともに、子どもと家庭に関するあらゆる相談を受け、ひとり親家庭の自立支援、DV被害者対応、児童虐待等それぞれの相談に応じた支援・対応を行いました。



(2) 家庭児童相談室の設置（子育て支援課）

家庭児童相談員及び母子・父子自立支援員等を配置し、子どもに関する相談体制の充実を図りました。

区分	令和元年度	令和2年度
	配置人数	配置人数
家庭児童相談員	4人 (うち保健師1人)	4人 (うち保健師1人)
母子・父子自立支援員	2人	2人
赤ちゃんすくすく元気訪問員	2人	2人

(3) 専門的な職員の育成（第10条）

①法定研修の受講（子育て支援課）

区分	【参考】 平成30年度まで	令和元年度	令和2年度
	修了人数	修了人数	修了人数
児童福祉司任用前研修	0人	0人	1人
要対協調整担当者研修	6人	0人	1人

※令和2年度末に子育て支援課在籍中の職員の修了人数

②保育所・幼稚園・認定こども園対象研修会の実施（子育て支援課）

関係法令等の理解を深めるとともに、虐待が及ぼす子どもへの影響及び虐待対応についての研修会を実施しました。

区分	令和元年度	令和2年度
	実施状況	実施状況
対象者		私立保育園職員
開催回数	実施なし	1回
参加人数		25名

③管理職・生徒指導主事対象研修会の実施（学校教育課）

関係法令・例規の理解を深めるとともに、虐待が及ぼす子どもへの影響及び学校における虐待対応についての研修会を実施しました。

区分	令和元年度	令和2年度
	実施状況	実施状況
対象者	生徒指導担当・主事	①生徒指導担当・主事
開催回数	1回	②管理職（教頭）
参加人数	29名	各1回 ①29名、②60名

3 市の責務（第5条関係）

(1) 子ども及び保護者が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動支援

①子育て世代包括支援センターの設置（健幸・スポーツ課）

母子保健事業の最初の窓口となる母子手帳交付時には、対象者全員へ個別面談を実施。支援者の有無・経済面・心理面等についての情報を確認し、支援が必要と思われる方には、他機関と連携をとりながら妊娠期より支援を開始しています。

区分	令和元年度	令和2年度
母子手帳交付時に面談 妊娠届出数	1,001人	932人
産前産後の支援 特定妊婦人数	145人	120人

②育児相談の実施（健幸・スポーツ課）

乳幼児健診の事後フォローや保護者の育児不安の軽減を図ることを目的として実施しました。

区分	令和元年度	令和2年度
開催回数 利用数	<開催回数> 穂波会場 12回 庄内会場 12回 計 24回開催 <利用人数> 穂波会場 255人 庄内会場 190人 計 445人	感染対策のため、緊急事態宣言下は実施を中止。年間15回の実施 ・延べ利用者数 135人 ・健診後育児相談案内 27人うち利用 12人 (フォロー率 44.4%) ※緊急事態宣言下で集団での育児相談ができない時はオンライン育児相談を実施

③離乳食教室の実施（健幸・スポーツ課）

母子保健法に基づき、具体的な離乳食づくりを学ぶことにより、育児を支援することを目的として実施しました。

区分	令和元年度	令和2年度
開催回数 利用数	・延べ利用組数：224組 ・利用延べ人数：234人	感染対策のため、緊急事態宣言下は実施を中止。年間10回の実施。 ・延べ利用組数：49組 ・延べ利用人数：56人 ※内容としては、調理実習を中心とし、個別相談のかたちで実施

④街なか子育てひろば・子育て支援センター(筑穂・庄内・穂田)の設置 (子育て支援課)

子育て支援センターを設置し、子育ての悩みや不安の解消を図り、安心して子育てができるための育児相談・育児講座を実施しました。

区分	令和元年度	令和 2 年度
	年間利用者・相談件数	年間利用者・相談件数
街なか子育てひろば	27,413 人（うち講座等利用者 766 人） 相談 419 件	7,467 人（うち講座等利用者 251 人） 相談 357 件
穂田子育て支援センター	4,786 人（うち講座等利用者 1,488 人） 相談 83 件	1,709 人（うち講座等利用者 481 人） 相談 88 件
庄内子育て支援センター	6,583 人（うち講座等利用者 1,090 人） 相談 206 件	3,642 人（うち講座等利用者 382 人） 相談 200 件
筑穂子育て支援センター	1,744 人（うち講座等利用者 281 人） 相談 28 件	730 人（うち講座等利用者 63 人） 相談 20 件

(2) 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営

①要保護児童連絡協議会の設置（子育て支援課）

子どもの虐待に関する機関で構成する要保護児童連絡協議会を児童福祉法に基づき設置し、「代表者会議」、「部会」、「実務者会議」の 3 層構造により、関係機関と連携を行うとともに、要保護児童等の実態把握及び具体的な支援内容等について協議を行い、要保護児童等に対する適切な支援を行いました。

区分	令和元年度	令和 2 年度
	開催回数	開催回数
代表者会議	2 回	2 回 (うち 1 回書面会議)
部会	4 回	1 回（書面会議）
実務者会議	8 回 (うち 2 回書面会議)	2 回
個別ケース検討会議	50 回	31 回

(3) 学校における組織的対応が可能となる体制の整備

①教職員のための虐待対応ガイドラインの活用（学校教育課）

市内各小・中学校において、教職員のための虐待対応ガイドラインを活用して取り組みました。

区分	令和元年度	令和2年度
	実施状況	実施状況
ガイドラインの活用	定例校長会議で、「教職員のための虐待対応ガイドライン」について説明し、虐待が疑われる場合は遅滞なく通告するために、学校における虐待に関する対応の流れを確認して共通理解を図った。	

②不登校児童・生徒に対する支援（学校教育課、子育て支援課、生活支援課）

不登校児童・生徒に対し、状況確認を行うとともに、不登校解決に向けた支援を行います。

区分	令和元年度	令和2年度
	支援状況	支援状況
状況確認 解決に向けた支援	【学校教育課】 適応指導教室の活用推進を行い、学びの場を提供できるようにした。個々に応じた指導力カリキュラム、教材の工夫など学校と適応指導教室が連携し行った。 【子育て支援課】 訪問等を行い、登校できない状況を聞き取り、関係機関と連携して登校を勧めていくなど支援を行った。 【生活支援課】 訪問の際に保護者から子どもの登校状況等の確認を行い、子どもの問題なのか保護者の生活状況が原因となっているかを確認し、それぞれに応じた指導を行った。訪問時に得た情報については、各関係機関と共有するようにした。また学校でのケース会議等にも参加し、子供の通学状況や登校時の状態、学力等の把握を行った。	

(4) 広報及び啓発活動の実施

①子育てガイドブックの発行（子育て支援課）

児童虐待防止に関する記事、相談窓口連絡先を掲載し、市民への周知を図りました。

区分	令和元年度	令和2年度
掲載回数	1回	1回

②子育て応援情報誌「すくすく」の発行（子育て支援課）

児童虐待防止に関する取組み等を掲載し、市民への周知を図りました。

区分	令和元年度	令和2年度
掲載回数	1回	1回

③小・中学校全保護者への啓発リーフレットの配付（学校教育課）

虐待が及ぼす子どもへの影響及び虐待に対する学校の対応について、市内小・中学校の全保護者へ周知します。

区分	令和元年度	令和2年度
配付回数	1回	1回

④市職員対象研修の実施（人事課）

全職員を対象とした人権研修において、子どもの人権問題についての内容を含む講義や人権に関する問題集への取組みを実施し、子どもの人権に関する知識と理解力の向上を図りました。

区分	令和元年度	令和2年度
開催回数	1回	1回

⑤講演会の開催（人権・同和政策課、男女共同参画推進課）

子どもの人権・子どもの虐待防止をテーマにした講演会を開催しました。

区分	令和元年度	令和2年度
開催回数（人権・同和政策課）	9回	0回
開催回数（男女共同参画推進課）	0回	1回

⑥広報媒体による啓発（子育て支援課、人権・同和政策課）

子どもの人権・子どもの虐待防止について広報誌及びホームページによる啓発を行いました。

区分	令和元年度	令和2年度
啓発回数（子育て支援課）	市報掲載：1回 ホームページ：通年	市報掲載：1回 ホームページ：通年
啓発回数（人権・同和政策課）	啓発冊子：1回	市報掲載：1回 啓発冊子：1回

⑦展示パネルによる啓発・広報（人権・同和政策課）

子どもの人権に関する啓発展示パネルを掲示しました。

区分	令和元年度	令和 2 年度
掲示回数	2 回	2 回

(5) 支援者の育成

①各種団体に対する活動支援（まちづくり推進課）

自治会及びまちづくり協議会が実施する子どもの見守り活動等に対して、支援を行いました。

区分	令和元年度	令和 2 年度
活動支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域の団体が実施している見守り活動（青パト、防犯カメラ、看板・のぼり等設置）へ、各地区のまちづくり協議会を通じ助成を実施 ・毎日定刻に防災無線を使用し（一部地域）、児童・生徒へ帰宅を促し、地域住民へ見守りを依頼 	

(6) 子どもなどへの虐待防止の措置

①住民票の写し等の交付制限（市民課）

児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付制限を行いました。

区分	令和元年度	令和 2 年度
	実施状況	実施状況
措置数	市内住民 297 名 （男 88 名、女 209 名） 市外住民 213 名 （男 71 名、女 142 名）	市内住民 267 名 （男 81 名、女 186 名） 市外住民 257 名 （男 93 名、女 164 名）

②DV 等被害者に対する支援（男女共同参画推進課）

DV 対策庁内連携会議を設置し、DV と子どもへの虐待の関連性にも視点を置き、庁内で連携を図りながら DV 等被害者に対する適切かつ迅速な支援を行いました。

区分	令和元年度	令和 2 年度
会議状況	平成 30 年度に、飯塚警察署と「配偶者からの暴力等事案に係る連携に関する協定書」を締結し、連携を強化したことを踏まえ、DV 対策庁内連携会議を 3 回行い、DV 被害者の支援について情報共有を図った。	令和 2 年 8 月 17 日に DV 対策庁内連携会議を開催。飯塚警察署生活安全課職員より市内の状況について説明を受けるとともに DV 被害者の支援について共通理解を図った。 参加者 34 名

4 虐待の未然防止（第9条関係）

（1）乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診等の活用

①乳児家庭全戸訪問（赤ちゃんすくすく元気訪問）の実施（子育て支援課）

生後4か月までの乳児のいる世帯を訪問し、子育てに関する情報提供及び養育状況の把握を行います。

区分	令和元年度	令和2年度
	訪問状況	訪問状況
訪問対象件数	844件	772件
訪問件数	778件	708件
訪問率	92.1%	91.7%
訪問のうち要支援件数	37件	16件

②乳幼児健診の実施（健幸・スポーツ課）

母子保健法に基づき、乳幼児（4か月児・8か月児・1歳6か月児・3歳児）の健診を実施しました。

区分	令和元年度	令和2年度
	受診状況	受診状況
4か月児健診	96.3%	87.7%
8か月児健診	97.8%	86.0%
1歳6か月児健診	96.9%	79.0%
3歳児健診	96.6%	80.4%

③乳幼児健診未受診者訪問の実施（健幸・スポーツ課）

乳幼児健診の未受診者のなかには、育児上の問題を抱えている事例が多いいため、早期に未受診理由の把握及び育児支援を行うことを目的として実施しました。

区分	令和元年度	令和2年度
未受診者への訪問件数	51件	46件

（2）関係機関等と連携した虐待の未然防止の取り組み

①養育支援訪問の実施（子育て支援課）

産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭に対して、保健師及び家庭児童相談員が訪問し、育児や家事の支援を行うなど、早期に対応することで育児不安を軽減し、家庭の養育力を高め、児童虐待の未然防止を図りました。

区分	令和元年度	令和2年度
訪問世帯数	151世帯	125世帯
延べ訪問件数	264件	207件

②家庭訪問（母子保健）の実施（健幸・スポーツ課）

母子保健法に基づき、妊婦、新生児及び乳幼児の訪問を実施しました。

区分	令和元年度	令和2年度
妊婦訪問	90件	67件
新生児訪問	48件	46件
乳児訪問	237件	271件
幼児訪問	230件	194件

③生活保護世帯訪問の実施（生活支援課）

被保護世帯のうち、子どもの養育状態に問題が発生する可能性がある世帯は訪問頻度を上げ、詳細な実態把握及び生活指導を行い、必要に応じた関係機関との連携強化を図りました。

区分	令和元年度	令和2年度
問題のあるケース への訪問状況	問題のあるケースについては訪問頻度を一番高く格付けし、訪問の際には極力、母子相談員や児童相談員との同行訪問を行うことで対応した。また、通常訪問だけではなく必要に応じ緊急訪問や所内面接を行った。	

④幼稚園・保育所等情報の積極的な提供

市民が幼稚園、保育所等を選択する際の一助となるよう、ホームページの充実や、ガイドブックの作成などにより、積極的に施設の情報提供に取り組みました。

さらに、幼稚園、保育所等に通う子どもや保護者に対し、虐待防止に関する情報を、施設を通して提供しました。

⑤ひとり親家庭施策の周知

ひとり親家庭が利用できる制度や施設をまとめた「福祉のしおり」を配布しました。また、養育費確保を促進するため、早い段階で必要な情報を提供できるよう、離婚届の受取り時等の機会に、必要な各種支援制度等の周知を強化しました。

さらに、ホームページ等でひとり親家庭に関する事業を周知しました。

5 情報の共有（第12条関係）

（1）通告受理機関における情報共有

児童虐待に関する情報については、「早期発見対応指針」、「飯塚市要保護児童連絡協議会マニュアル」に沿って、適切に情報共有しました。

（2）市から転出先地方公共団体への情報伝達

支援していた児童等が転居又は転出した場合は、転居先の住所地を所管する市区町村に対して、引継ぎを実施しました。

区分	令和元年度	令和2年度
引継ぎを実施した件数	10件	13件

（3）市と警察・児童相談所の情報共有

過去の対応状況等について照会し、飯塚市は可能な範囲で情報を提供しました。

区分	令和元年度	令和2年度
警察への情報提供件数	102件	101件
児童相談所への情報提供件数	79件	86件

6 児童虐待防止月間（第17条関係）

児童虐待防止推進月間（毎年11月）における集中的な広報・啓発活動を実施しました。

また、平成29年11月に「児童虐待防止」に関する協定を締結した桂川町、福岡県田川児童相談所、福岡県飯塚警察署及び飯塚病院（児童虐待防止拠点病院）と連携し、広報・啓発に取り組んでいます。

区分	令和元年度	令和2年度
	実施状況	実施状況
横断幕・のぼり旗設置	①横断幕 本庁舎 ②のぼり旗 本庁舎・4支所	①横断幕 本庁舎 ②のぼり旗 本庁舎・4支所
子どもの虐待防止講演会	日時：令和元年11月20日 18時30分から20時まで 会場：飯塚市役所1階多目的ホール 内容：「虐待を防ぐために知っておきたい法律のこと」 講師：福岡県弁護士会 楠田瑛介弁護士 参加者数：220人	新型コロナウイルス感染症対策のため実施なし

街頭啓発活動	<p>啓発用品配布(児童相談所虐待対応ダイヤル189周知広告入りポケットティッシュ、チラシ)</p> <p>①令和元年11月5日 午前11時から12時まで イオン穂波ショッピングセンター</p> <p>②令和元年11月5日 午後2時30分から3時30分まで ハローデイ柏の森店、ハローデイ穂波店</p>	新型コロナウイルス感染症対策のため実施なし
その他の啓発活動	<p>関係機関等にポスターやチラシを配布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関等にポスターやチラシを配布 ・窓口及び訪問時に啓発用品配布(児童相談所虐待対応ダイヤル189周知広告入り個包装マスク、ポケットティッシュ)

7 通告に係る対応（第18条～第20条関係）

本市では、通告があった場合、「飯塚市要保護児童連絡協議会マニュアル」に基づき医療機関、警察、学校、保育所等と連携して対応しています。

なお、調査にあたっては、通告内容のうち通告者しか知り得ない情報はあえて伏せて対応するなど、通告者が特定されない方法で行っています。

また、通告者の情報のみで虐待が行われていると断定的に対応しないよう心掛けるとともに、調査の結果、虐待が行われている恐れがないと認められた場合は、児童の通う学校や保育所等で経過観察とするなど、子どもや保護者に配慮しています。

(参考)

飯塚市の子どもをみんなで守る条例(平成30年飯塚市条例第43号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 児童虐待の予防のための子育て支援(第13条—第16条)

第3章 児童虐待の防止等のための取組(第17条—第26条)

第4章 雜則(第27条—第30条)

附則

もうやめて もうゆるして もうたたかないで

そう思いながら命を奪われた子どもたちがいます。

そう思いながらじっと耐え続けた子どもたちがいます。

いたるところで食料が捨てられる時代に、飢えて亡くなった子どもたちがいます。

性的虐待や心理的虐待を受け、心を殺されたという子どもたちがいます。

助けられたはずの命、奪われた笑顔と育ち。

本来、祝福されて生まれ、愛されて育てられるべき子どもたちの中に、今も、苦しみ、誰かの助けを求めている子どもがいます。

子どもは、ひとりの人間であり、安全で安心して生きる権利を持ちますが、ひとりでは生きていけない、弱い存在です。

その弱い存在の子どもの笑顔と笑い声に、私たちおとながどれだけ勇気づけられていることでしょう。

子どもは親にとっての宝だけでなく、社会の宝、活力の源、未来への希望です。

その子どもを守るのは、わたしたちおとなの責任です。

全ての子どもたちが、虐待や育児放棄から守られ、愛される幸せを実感しながら成長できるように、市民みんなで、子育てしやすい環境をつくり、子どもの命と育ちと笑顔を守るため、この条例を制定します。

みんなで子どもを守りましょう。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、児童虐待の防止等について、基本理念を定め、市、保護者、市民等及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、児童虐待の防止等に必要な事項を定めることにより、児童虐待の防止等を図り、もって、次代を担う子どもの命を守るとともに、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に満たない者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
- (3) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト及び心理的虐待)をいう。
- (4) 児童虐待の防止等 児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援をいう。
- (5) 市民等 市内に住所又は居所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者並びに市内に存する学校に在学する者をいう。
- (6) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの医療、福祉又は教育に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、弁護士その他子どもの医療、福祉又は教育に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第3条 全ての子どもは、愛され、安全で安心な環境で適切に養育されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

- 2 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。
- 3 児童虐待への対応は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えなくてはならない。
- 4 何人も、児童虐待を見逃さないよう努めるとともに、児童虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。

(基本方針)

第4条 児童虐待の防止等は、次に掲げる基本方針により行うものとする。

- (1) 児童虐待の予防には子育て家庭を支えることが重要であることから、地域と行政とが連携及び協働をし、子育て家庭を支援すること。
- (2) 子どもを児童虐待から守るには地域と行政とが一体となって取り組むことが必要であることから、地域と行政とが連携及び協働をし、児童虐待の防止等に係る取組を行うこと。

(市の責務)

- 第5条 市は、児童虐待を受けた子どもの安全の確保を最優先としなければならない。
- 2 市は、子どもの人権、児童虐待が子どもに及ぼす影響、児童虐待の予防のための子育て支援施策、児童虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 3 市は、子どもが児童虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、子どもに対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。
- 4 市は、警察、関係機関等及び地域社会による児童虐待の防止等のための取組に対する積極的な支援に努めなければならない。
- 5 市は、児童虐待の防止等に関する施策を推進するための具体的な年次行動計画（以下「年次計画」という。）を策定し、公表しなければならない。
- 6 市は、児童虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、親になるための準備、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた子どものケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 7 市は、前各項に定めるもののほか、児童虐待の防止等に関し、必要な施策を積極的に推進するものとする。

（保護者の責務）

- 第6条 保護者は、児童虐待を決して行ってはならず、子どものしつけと称して、体罰を与えてはならない。
- 2 保護者は、子どもに愛情を持って接するとともに、子育てに関する知識の習得に努め、児童虐待が子どもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。
 - 3 保護者は、子どもの心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳幼児については、自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。
 - 4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
 - 5 保護者は、男女の別を問わず、子育てその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たさなくてはならない。
 - 6 保護者は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。
 - 7 保護者は、子育てに関して、市、児童相談所又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。

（市民等の責務）

- 第7条 市民等は、児童虐待の防止等について理解を深め、児童虐待を防止するとともに、市が実施する児童虐待の防止等に関する施策に協力するよう努めなければならない

い。

- 2 市民等は、児童虐待の予防のための子育て支援に関する活動その他の児童虐待の防止等に関する活動に積極的に参加するよう努めなければならない。
- 3 市民等は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第8条 関係機関等は、児童虐待を防止するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、子どもを児童虐待から守るため、市が実施する児童虐待の防止等に関する施策に協力するとともに、互いに連携するよう努めなければならない。
- 3 関係機関等は、市又は児童相談所が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。
- 4 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの医療、福祉又は教育に業務上関係のある団体は、児童虐待に対して適切な対応をするための体制の整備に努めなければならない。

(児童虐待の早期発見)

第9条 市、市民等及び関係機関等は、児童虐待の早期発見について大きな役割を担っていることを認識し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 市長は、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針(以下「早期発見対応指針」という。)を策定しなければならない。
- 3 関係機関等は、早期発見対応指針に従って、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めるものとする。

(人材の確保及び資質の向上)

第10条 市は、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止等に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、児童虐待に関する通告、通報、相談及び情報の提供に応じる体制を整備するとともに、必要に応じて学校その他市が必要と認める施設に対し、心理、福祉及び法律に関する専門的知識を有する者を派遣して児童虐待に関する助言及び支援を行うため、その人材の確保について必要な措置を講じなければならない。
- 3 市は、職員に対して、児童虐待の防止等に関する教育及び研修を行い、児童虐待の防止等に関する施策について周知及び啓発に努めなければならない。

(児童虐待に係る通告)

第11条 市民等及び関係機関等は、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、市又は児童相談所に通告しなければならない。

(情報の共有)

第12条 市は、児童虐待に関する情報について、児童相談所、警察及び児童虐待の防止等のために県が指定する拠点病院との適切な共有に努めるものとする。

- 2 市は、子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、児童虐待に関する

情報について、関係機関等と共有することができる。

第2章 児童虐待の予防のための子育て支援

(子育てをするために必要と思われる情報の提供)

第13条 市は、子育て家庭及び地域の人々に対して、子育てをするために必要と思われる情報の提供を行うものとする。

(子育て家庭に対する支援)

第14条 市は、子育て家庭に対して、相談支援、訪問支援等必要な支援を行うものとする。

2 前項の支援に際しては、栄養、衣類、住居及び教育に関して、特に配慮しなくてはならない。

(団体に対する支援)

第15条 市は、地域における子育て家庭を支援するための事業を促進するため、当該事業を行う団体に対して、子育て支援に関する専門的な知識の提供その他必要な支援を行うものとする。

(地域における子育て支援の取組)

第16条 市内において子育て支援に関する活動を行う団体(以下「子育て支援団体」という。)は、関係機関等と連携し、保護者に対して、子育てに関する情報を積極的に提供する等地域における子育て支援に努めるものとする。

2 子育て支援団体は、地域と連携し、子育ての負担感の軽減を図るため、保護者に対して、保護者同士がその子どもとともに交流することができる機会の提供に努めるものとする。

3 市及び市民等は、地域において、子どもが安全に安心して過ごすことができるよう子どもの居場所づくりに努めるものとする。

第3章 児童虐待の防止等のための取組

(児童虐待防止推進月間)

第17条 市民等の間に広く児童虐待についての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。

2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。

3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援団体等その他児童虐待の防止等に関する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(子どもに対する児童虐待に関する知識の普及及び相談先の周知)

第18条 市は、子どもに対して、児童虐待に関する知識の普及及び児童虐待を受けた場合の相談先の周知を行うものとする。

2 前項の児童虐待に関する知識の普及等に当たっては、必要に応じて、学校等と連携を図るものとする。

(通告に係る子どもの安全の確認等)

第19条 市は、児童虐待に係る通告を受けたときは、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから48時間以内に当該通告に係る子どもの安全を確認するものとする。家庭その他から児童虐待に関する相談等があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の通告に係る子どもの保護者及び保護者以外の同居人は、同項の規定による安全の確認に協力しなければならない。
- 3 市は必要に応じ、近隣住民、警察、児童相談所、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他子どもの安全確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。
- 4 前項により、市から協力を求められた者は、安全確認に協力するよう努めるものとする。
- 5 市は、通告をした者又は相談等をした者が特定されないよう必要な措置を講じなければならない。

(子どもに対する保護及び支援)

第20条 市は、児童相談所、警察等と連携し、児童虐待を受けた子ども(児童虐待を受けるおそれのある子どもを含む。以下同じ。)を児童虐待から守るため、当該子どもに対して、必要な保護及び支援を行うものとする。

(保護者に対する指導及び支援)

第21条 市は、児童相談所等と連携し、児童虐待を受けた子どもが良好な家庭環境で生活することができるよう、その保護者に対して、必要な指導及び支援を行うものとする。

(保護及び支援を行うための指針の策定)

第22条 市長は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針を策定しなければならない。

- 2 市長は、関係機関等に対し、関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、前項の規定により定めた指針を示すものとする。

(保育所等の優先入所)

第23条 市長は、保育所又は認定こども園の入所者を選考する場合において、児童虐待を受けた子ども等特別の支援を要する子どもを保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うものとする。

(子どもの家庭復帰及び自立に係る支援)

第24条 市は、児童相談所等と連携し、児童虐待のため里親への委託、児童養護施設等への入所等の措置が採られた子どもの家庭復帰及び自立に当たって必要な支援を行うものとする。

(転出する場合の措置)

第25条 市は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者が市外に転出する場合は、当該子ども等の情報を転出先の地方公共団体へ伝達するなど児童虐待の防止等に必要な

措置を講ずるものとする。

(地域における児童虐待の防止等のための取組)

第26条 市民等は、地域における子どもに対する見守り活動等を行うことにより、子どもとの関わりを深めるよう努めなければならない。

2 市民等は、子どもとの関わりを通して、児童虐待に対応が必要であると判断したときは、子どもに代わり、市、児童委員等に連絡又は相談するよう努めなければならない。

第4章 雜則

(守秘義務)

第27条 第12条第2項の規定に基づき、情報を共有した者は、共有した情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(市長の報告)

第28条 市長は、毎年、児童虐待の発生状況、通告の状況、児童虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における児童虐待に係る状況について年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。

(財政上の措置)

第29条 市は、児童虐待の防止等に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(年次計画等の策定)

2 第5条第5項に定める年次計画、第9条第2項に定める早期発見対応指針、第22条第1項に定める保護支援指針については、この条例の施行の日から1年以内に策定するものとする。